

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	建設業許可番号
株式会社竹中土木	東京都江東区新砂1-1-1	1-003750

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可,「2-」は茨城県知事許可,「3-」は他県知事許可を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号,「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年9月19日 ～ 令和8年10月18日(1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社竹中土木は,「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し,同社社員が協力会社と共謀し,所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行い,事故の状況を虚偽陳述した。

このことが,労働安全衛生法に違反するとして,同社社員が,令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(不正又は不誠実な行為)第13項(1)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 13 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか,業務に関し,次に掲げる不正又は不誠実な行為をし,契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し,法令に違反したとき。 (2) 市発注工事に当たり,下請負代金の全部又は一部に不払いがあったとき市長が認めたとき。 (3) その他,業務に関し不正又は不誠実な行為があったとき市長が認めたとき。	1月以上 9月以内 1月以上 9月以内 1月以上 9月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-2457